

南九州市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 21 日

南九州市教育委員会教育長 有 馬 勉

南九州市教育委員会規則第 5 号

南九州市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 南九州市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成19年南九州市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 高田小学校区の項中「高田下，中の後，高田中福良，中の前，藤の下，上の後，上の前，菊原，城の前，城の後」を「高田」に改める。

第 2 条 南九州市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 川辺小学校区の項中「越原」を「越ヶ原」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行し，令和 7 年 4 月 1 日から適用する。ただし，第 2 条の改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。